総括表 身体障害者診断書·意見書(障害用)

氏	名					2	生年 月日	明·大	で昭・平	年	E J		男	·女
住	所	₹				·				電話			·	
1)	障:	害名(部位を明記)									の状況のとお		見
2		因となった 病・外傷名								その他の先天性、)
3	疾	病・外傷発生年月	目	年	月	日	• 場	所						
4	参	考となる経過・現	症(エックフ	ス線及 て	が検査所	斤見を	含む。)						
						障	害固定	官又は『	章害確定	定(推定)		年	月	日
(5)	総~	 合所見												
											再認定 定の時		· 不 手	更]
6	そ	の他参考となる合	併症状											
上記	しのと	: おり診断する。 (平 ₅			付す。 日									
			病院又は診 所 右 電 話 診療担当科	王番	名称 地 号		科	· <u>医</u>	師氏名				É	[1]
身体	障害	F者福祉法第 15 条	:第3項の意見	見[障	 手程度	等級に	こつい	ても参	考意見	を記入する	ること。	.]		
障害	の程	程度は、身体障害		に掲げ		に		該当す 該当し	_	(級	(相当)		17-fr

- 注 1 障害名の欄には現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病の欄には角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を具体的に記入してください。
 - 2 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて障害の状況及び所見について問い合せする場合があります。
 - 3 下欄には、記入しないでください。

障		障害・不自由	級	項
害	重複障害	障害・不自由 障害・不自由 際家 不自由	級級	項項項
名	害	障害・不自由 障害・不自由	級 級	項 項

聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状況及び所見

[はじめに] 〈認定要領を参照のこと〉

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□に✔を 入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については、各々について 障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること(各 々の障害の合計指数をもって等級決定することはしない)。

- □ 聴 覚 障 害 → 『1「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。
- □ 平 衡 機 能 障 害 → 『2「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- □ 音声・言語機能障害 → 『3「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- □ そしゃく機能障害 → 『4「そしゃく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

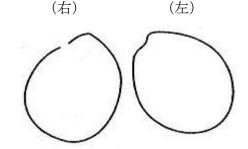
1 「聴覚障害」の状態及び所見

右	d B
左	d B

(2) 障害の種類

伝	音	性	難	聴	
感	音	性	難	聴	
混	合	性	難	聴	

(3) 鼓膜の状態



(1) 聴力(会話音域の平均聴力レベル) (4) 聴力検査の結果(ア又はイのいずれかを記載 する)

ア 純音による検査

オージオメータの形式

	500		1000		2000		Hz
0							
10							
20							
30							
40							
50							
60							
70							
80							
90							
100							
	dB						

イ 語音による検査

語音明瞭度	右	%
而目切职及	左	%

- (5) 身体障害者手帳(聴覚障害)の所持状況
 - (注) 2級と診断する場合、記載すること。

有 •

2 「平衡機能障害」の状態及び所見
3「音声・言語機能障害」の状態及び所見
4「そしゃく機能障害」の状態及び所見
(1) 障害の程度及び検査所見 下の「該当する障害」の□に✔を入れ、さらに①又は②の該当する□に✔又は()内に必要 事項を記述すること。
「該当する障害」 □ そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。 □ 咬合異常によるそしゃく機能の障害 →「②咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。
① そしゃく・嚥下機能の障害
a 障害の程度 □ 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。 □ 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。 □ 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。 □ その他
b 参考となる検査所見
ア 各器官の一般的検査
〈参考〉各器官の観察点
''

○ 所見(上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程 に記載すること。)	度等を詳細
イ 嚥下状態の観察と検査 	
(参考1) 各器官の観察点	
○ 観察・検査の方法	\
□ エックス線検査(□ 内視鏡検査(□ その他()))
○ 所見(上記の枠内の〈参考1〉と〈参考2〉の観察点から、嚥下状態につい	て詳細に記載
すること。)	
② 咬合異常によるそしゃく機能の障害	
a 障害の程度 □ 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。	
□その他	
	,
b 参考となる検査所見(咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果) ア 咬合異常の程度(そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。)	
イ そしゃく機能(口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察 (する。)
	J

(2) その他 (今後の見込み等)	
(3) 障害程度の等級 (下の該当する障害程度の等級の項目の□に √ を入れること。)	
① 「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をう。 具体的な例は次のとおりである。 □ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの □ 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの □ 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの	
② 「そしゃく機能の著しい障害」(4級)とは、そしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。 具体的な例は次のとおりである。 □ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの □ 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの □ 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの □ 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの	=
「記入上の注意」	

- (1) 聴力障害の認定にあたっては、JIS 規格によるオージオメータで測定すること。 d B 値は、周波数 500,1000,2000Hz において測定した値をそれぞれ a,b,c とした場合、 $\frac{a+2\,b+c}{4}$ の算式により算定し、a,b,c のうちいずれか 1 又は 2 において 100dB の音が聴取できない場合は、当該 dB 値を 105dB として当該算式を計上し、聴力レベル算定すること。
- (2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)の提出を求めるものとすること。
- (3) 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。